

ヲ交付シ且ツ地主ニヨツテハ小作人ノ無智ニ乘ジテ区
劃整理ヲ機會ニ土地ヲ引上げントスルコト。

(二) 農民モ亦等シク負担スル公費ヲ裂イテ農民ノ生活ヲ脅
威スル事業ニ補助スルコト。

(三) 時ニ整地事業ヲ併セ行フ時耕地ハ地盛りサレ(戸畑市小
倉市若松市)関係小作人ハ家族ヲ抱ヘテ全部失業シ路頭
ニ迷フニ至ル。

(四) 地主ノ主張
之ニ對シテ地主側ハ

(イ) 公益事業トシテ半強制的ニ組合ヲ作ラシメラレ且ツ何
時住宅地ニナルヤ分ラザルニ割以上ノ土地ヲ無償ニ
テ提供シ都市發展ノ爲ニ多大ノ犠牲ヲ拂ヒツ、アル故
小作人モ亦多少ノ犠牲ハ之ヲ忍バベキコト。

(ロ) 小作人等ガ都市附近ニ居ツテ永年耕作シ得ラル、モノ
ト考フルハ誤リニテ地主等ハ土地ガ將來市街地ナルヲ

豫定シテ小作料等ノ收入ハ問題トセズ口頭又ハ書面ニ
テ一年切リ又ハ何等ニテモ引上グル事ヲ通告シ小作人

等モ暗ニ之ヲ黙認シツ、アリ、
等ヲ理由トシテ小作人ノ生活ノ保証ハ勿論潰地ニ對シテ

モ絶對ニ小作権補償等ノ名ニヨリテ金ヲ支拂フヲ得ズ、人々
ミナラズカ、ル事ヲ要求スル小作人ニ對シテハ此ノ際飽

迄モ對抗シテ土地ヲ引上グルカ年限ヲ切リテ証書ヲ入レ
シメン事ヲ主張ス。

(三) 区劃整理組合及技術者側ノ主張

区劃整理関係ノ各市ノ土木課長及縣都市計畫課技師ノ
言ヲ綜合スレバ